

第5章

計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理



第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

生涯学習は広範な領域にわたるため、計画の推進に当たっては、総合的、体系的な推進体制が必要となります。行政における全庁的な組織と、村民と行政が協働する体制により計画を推進します。

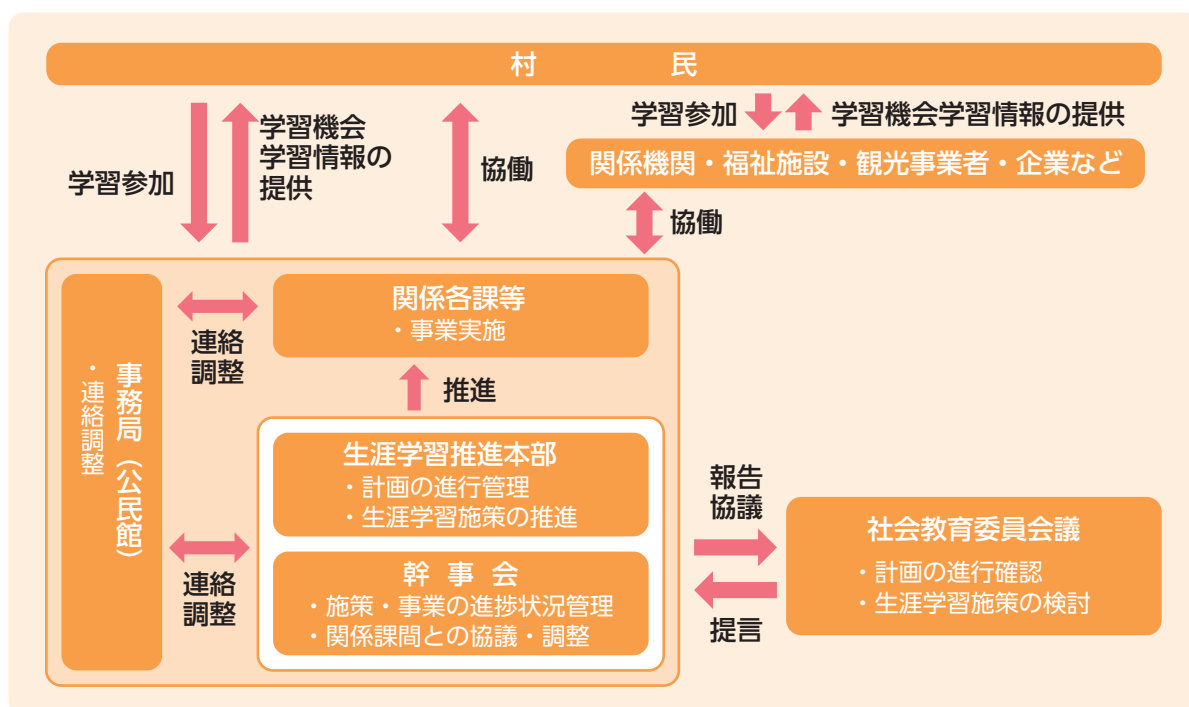
(1) 北塩原村生涯学習推進本部

「北塩原村生涯学習推進本部」において生涯学習推進計画の総合的な進行管理を行い、本村の生涯学習施策の推進を図ります。また、推進本部の下部組織である「幹事会」において、施策・事業の進捗状況の管理や、関係課間の協議・調整を行い、全庁的に生涯学習施策・事業を推進します。

(2) 北塩原村社会教育委員会

「北塩原村社会教育委員会」は、学校教育、社会教育、家庭教育に関連する機関・団体の代表者や学識経験者から構成され、社会教育に関し、教育委員会からの諮問に対する答申や提言等を行うとともに、広く生涯学習全般にわたり協議しています。

生涯学習推進計画を実効性のあるものとするため、施策・事業の進捗状況を確認し、行政外部の立場から生涯学習施策の検討を行います。



2 計画の進行管理

計画の推進に当たり、関連する事業について進捗状況を把握し、推進本部等で進行管理を行います。実施状況の適切な評価など効果的な進行管理により、施策・事業の充実・改善を図ります。

また、基本方針の3つの体系ごとに掲げた目標の達成度を測る指標として、2017年度（平成29年度）に実施したアンケート調査の結果から基準となる数値を掲載しており、計画を評価する指標とします。

(1) 施策・事業の進行管理

生涯学習推進計画に関連して、全庁で行われている施策・事業について、進捗状況を把握し、事業の充実・改善等を図ります。

所管課において進捗状況を把握したものについて、社会教育委員会議や推進本部、幹事会にて実施状況を確認するなど、進行管理を行います。

(2) 計画の評価

本計画では、基本方針の「学べる」「活かせる」「つながる」ごとに目標を掲げています。目標の達成度を測る指標として、2017年度（平成29年度）に実施したアンケート調査の結果から基準となる数値を掲載しています。基準となる数値が計画終了年度の時点でどのように変化しているかによって目標の達成度を測り、本計画を評価します。

(3) 計画の見直し

計画期間の途中においても社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施するものとします。



